

書評

長谷川秀男著 『地方分権時代の流通政策』

(文真堂, 2001刊)

横 森 豊 雄

< Book Review >

Hideo HASEGAWA : Distribution Policies in Today's
Decentralized System

Toyoo YOKOMORI

我が国の流通政策は大きな転換期を迎えている。前身の百貨店法から数えると60年以上にわたって我が国小売業を強力にコントロールしてきた大規模小売店舗法が昨年廃止され、新たに大規模小売店舗立地法が施行された。大規模小売店舗法は我が国流通政策の基本となっていた法律で、大型店と中小小売業者間の競争を調整するために、出店者である大型店に「調整4項目」と呼ばれる条件を課す法律であった。このような経済的規制を行う法律は国際的なルールに反するものであり、WTO（世界貿易機関）の諸規定に違反するとアメリカをはじめとする国際社会から非難されたことを契機として、日本政府は大規模小売店舗法を廃止し、社会的規制を行う大規模小売店舗立地法を制定した。

この大規模小売店舗立地法に加えて、中心市街地整備改善活性化法、都市計画法が相次いで施行・改正され、これら3つの法律は「街づくり三法」と呼ばれている。これら3つの法律の三位一体の運用によって、「街づくり」という新たな流通政策の目的を効率的に達成していこうとしているのが、我が国流通政策の現状である。また、街づくりを担う主体と期待される地方自治体に各種権限を委譲する地方分権一括法も成立している。さらに、容器包装リサイクル法が施行され、一部で混乱を起こした家電リサイクル法がついに最近施行された。このような時期に『地方分権時代の流通政策』と題される本書が出版されたことは、まことに時宜を得たものといえよう。

本書は我が国流通政策に求められている政策転換の方向を明らかにしようとした意欲作である。著者はまず我が国流通政策の歴史を中小商業保護政策の時期、流通近代化政策・流通システム化の

時期、競争秩序維持政策の時期に区分し、現在は自由競争の時期だとしている。そして今後目指すべき流通政策の方向は、社会政策と一体化した流通政策であるべきだと主張し、それを具体化する政策目的として以下のものをあげている。

①流通政策の目的は生産と消費の円滑な接合のための公的介入であるという原点に立ち返り、政策スタンスを企業中心から消費者中心に切り替え、高齢化、環境問題などに対応する。②問屋無用論が再燃するなど、ITやインターネットといった革新が急速に流通を変革している。また、消費者を欺瞞する商行為もはびこっているため、これらへの対応を急ぐ。③流通の都市機能性を充実し、中心市街地の活性化を図る。また、市場から退出を余儀なくされる小規模・零細小売商の社会的措置や、最寄品の商品供給機能を果たしている小規模商店へ配慮する。④地方分権による地方自治が実行段階に入らないうち、地方分権に基づく政策調整のあり方を探る。地域経営の基本理念を確立し、その上に立って地域づくり、地域おこしを行う。

本書はR・コックスの流通価値基準、すなわち能率、公正、消費者志向に沿った3章と、これに付け加えられた3章で構成されている。付け加えられた章である第1章「地域政策論と商業政策」は地域政策論と商業政策の関係を論じている。地域政策論は現代の地域社会が当面する地域問題を解くための学問という性格だけでなく、地域生活者の生活の質を改善・向上させることを目的として総合的見地から理論化し、体系化することが必要である。その場合の地域は単なる行政区分ではなく、多種多様な概念としてとらえなければならない。そのような地域は当事者として主体性を持って新しい政治の枠組みをつくらうとする「ローカル・イニシアティブ」の思想を持つ必要がある。商業政策と流通政策はその対象で重なり合い、商業政策の目的は消費者利益の増進である。そのような目的を達成するためには、流通機能向上政策、有効競争維持政策、消費者保護政策が必要である。

第2章「小売商業政策の転換」は百貨店法から始まり、大規模小売店舗法の廃止と至る我が国小売商業調整政策の歴史を概観し、フランスの大法法に相当するロワイエ法、その改正法であるラファラン法を紹介している。

第3章「流通機能の効率化政策」は中小小売業近代化政策、商業立地適正化政策、卸売市場政策、流通システム・物流システム化政策についてそれぞれ詳しく分析した後、流通分野においても大きく進展している規制緩和政策について、米、ガソリン、酒といった商品を取り上げて最近の動向を解説している。

第4章「消費者志向と有効競争政策」は競争政策と流通政策の関係を独占禁止法との関連で分析し、特に不公正な取引方法の禁止規定に絡めて解説している。流通政策との関連が深い流通系列化と顧客の不当誘因については独立して論じている。

第5章「街づくり三法と中心市街地の活性化」は新しい流通政策の流れとして制定された中心市街地整備改善活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法のいわゆる「街づくり三法」の意義と役割を分析している。このような中心市街地活性化の事例として高崎市を取り上げ、共通駐車

券システム、駐車場案内システム、TMO構想について紹介している。最後に中心市街地活性化の課題を分析しているが、その際の参考事例としてヨーロッパの街づくりを紹介している。

第6章「地域分権時代の流通政策」は産業優先から生活優先へ発想の転換を必要とする時代的要請に地域が応えていくためには、市町村が主体となって地域づくりを行っていく必要が強調されている。幸いにも地域分権化を後押しする強い風が吹いているのだから、それを地域づくりにどう生かすかは、住民と地方自治体の取り組み姿勢に関わっていると、著者は強調している。最後に、環境問題と流通政策との関連が分析されている。

本書は我が国の流通政策が抱える課題をきわめてコンパクトに、わかりやすくまとめている。この点でまず、評価されよう。著者は群馬県高崎市にある高崎経済大学の教授である。地方都市が抱える様々な問題に対し、審議会会長や委員として積極的に関わっている。このような地域の現実への強い関心があつてこそ、地域分権の意義が十分理解できるのである。地域の現実から発想した流通政策は観念的でなく、きわめて説得力がある。特に第5章の高崎市の事例分析は興味深い。この点も本書を際立たせている大きな特徴である。

最後に、街づくり政策に関して著者の政策実践に期待する点を述べてみたい。我が国の街づくりは「街づくり三法」の施行で幸先よいスタートを切ったが、途中で大きく減速してしまっている。これには様々な原因があるが、一番大きな原因は地域が地方分権によって用意されたメニューを十分活用していないからである。たとえば、改正都市計画法はヨーロッパの都市計画に匹敵する様々なメニューを用意するようになったが、現実にはこれらのメニューがほとんど利用されていない。街づくりに関わる評者のみならず、多くの関係者がその解決策を提示してもらいたいと願っている。今後の著者の挑戦に期待したい。

(よこもり とよお・長崎県立大学経済学部教授)